名古屋出人国在留管理局収容場保安計画

(目的)

第1 この計画は、名古屋出入国在留管理局収容場警備執務細則(以下「警備執務細則」という。)第14条1項に基づき、被収容者処遇規則(以下「処遇規則」という。)第3条に規定する保安上の事故及び非常災害(以下「非常事態」という。)が発生した場合の被収容者の取扱い及び収容場の保安について定めることを目的とする。(警備体制)

- 第2 第1の事態が発生した場合における警備体制は、名古屋出入国在 留管理局非常召集要領及び名古屋出入国在留管理局防災要領による ほか、この計画に定めるところによる。
- 2 処遇部門首席入国警備官(以下「処遇部門首席」という。)は、 非常事態が発生したときは、入国警備官を特別編成(別表,以下「特 別警備体制」という。)して、その任務に当たらせるものとする。 (非常事態に対する応急措置)
- 第3 処遇部門男子区処遇担当及び女子区処遇担当の各統括入国警備官 (以下「処遇担当統括」という。)は、非常事態が発生した場合は、 直ちに局長(局長に事故ある場合は次長。以下同じ。)に報告する とともに、処遇部門首席の指揮を受け、特別警備体制が執られるま での間、次の措置を執らなければならない。
 - (1) 被収容者の身体・生命を保護すること。
 - (2) 被収容者の逃走を防止すること。
 - (3) 被収容者の不安動揺を押さえ、暴行、自殺、器物損壊等の発生を 防止すること。

(4)

- (5) 収容場及びその周辺において火災が発生したときは、在庁職員に 連絡し、初期消火に努めるとともに消防署に急報すること。
- (6) 被収容者を合同庁舎外に避難させなければならない状態と認めた ときは、第5の規定に基づき措置を執ること。

(逃走に対する措置)

第 4	Committee was a service of the control of the contr
2	Service (and refer to the contract of the cont
Ì	

(被収容者の避難)

- 第5 処遇担当統括は、非常災害が発生したときは、次の方法により被収容者を庁舎外避難場所へ護送しなければならない。
 - (1) 庁舎から出火した場合は、非常口・階段(別図1, 2)を利用して (別図3,避難場所のとおり。)に避難させるなど、事態に適応した臨機応変の措置を執る。
 - (2) 火災以外の非常災害が発生した場合は、その事態に適応した措置を執る。
 - (3) 前各号により被収容者を庁舎外に誘導避難させた後、なお、身柄の安全確保のため必要があるときは、 に護送し、 するものとする。

(一時解放)

第6 処遇担当統括は、名古屋出入国在留管理局被収容者処遇細則第2 0条の規定により一時解放するときは、被収容者に対し解放の翌日 午後5時までに指定した場所に必ず出頭すること及びやむを得ない 事情により出頭できないときは、速やかに電話、電報等によりその 事情及び居所等を連絡するよう指示しなければならない。

(非常召集)

- 第7 処遇部門首席は、執務時間外又は休日等に非常事態が発生したと きは、入国警備官全員を非常召集して特別警備体制を命じるものと する。
 - 2 前項の非常召集は、名古屋出入国在留管理局非常召集要領の規定

を準用する。

(関係機関への協力依頼)

- 第8 処遇部門首席は、入国警備官のみでは事態の収拾ができないと判断したときは、局長に報告し指示を受け、関係機関に協力を依頼することができる。
 - 2 処遇担当統括は、執務時間外又は休日等において、非常事態が発生し入国警備官の召集を待ついとまがないときは、処遇部門首席の指示を受けて関係機関に協力を依頼することができる。

.(共助)

- 第9 処遇部門首席は、この計画の実施に当たり局長の指示を受けて入 国警備官以外の職員に対し、必要な共助を求めることができる。
 - 2 前項により共助を求められた入国警備官以外の職員は、直ちに処 遇部門首席の指揮下に入るものとする。

(証拠の保全)

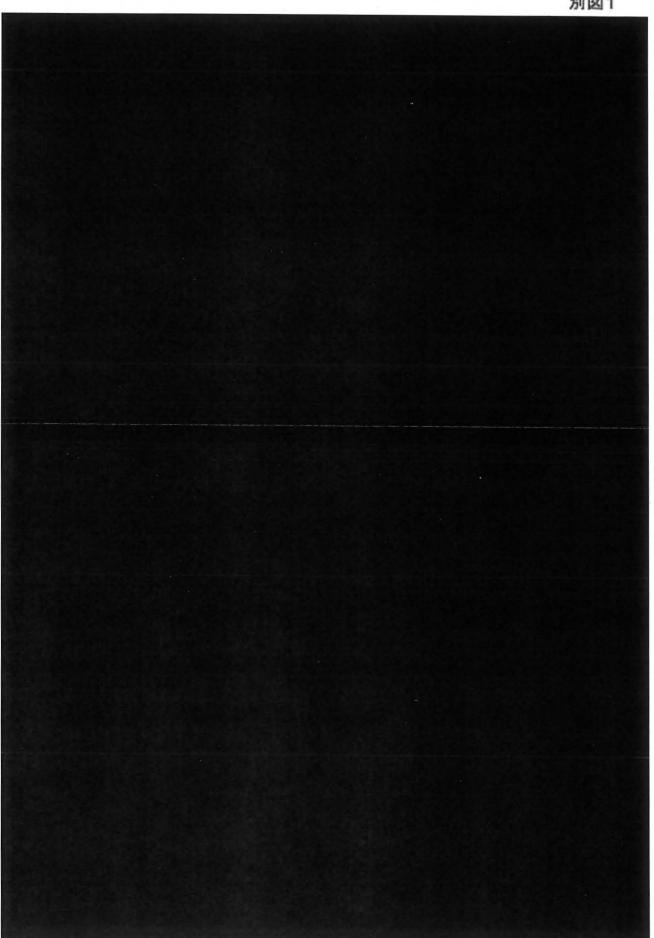
第 10 入国警備官は、逃走、暴行、自殺、その他の事故において被収 容者が使用した用具及び施設の破壊状況等の保全並びに写真撮影 を行うなど、証拠の保全に努めなければならない。

(訓練結果報告)

第 11 処遇部門首席は、警備執務細則第 1 4 条第 2 項の規定に基づく 訓練を実施したときは、その結果を被収容者の避難誘導訓練実施 報告書(別記様式)により局長に報告しなければならない。

附則

- この計画は、平成16年4月1日から施行する
- この計画は、平成20年4月1日から施行する
- この計画は、平成20年4月28日から施行する。
- この計画は、令和元年12月18日から施行する。



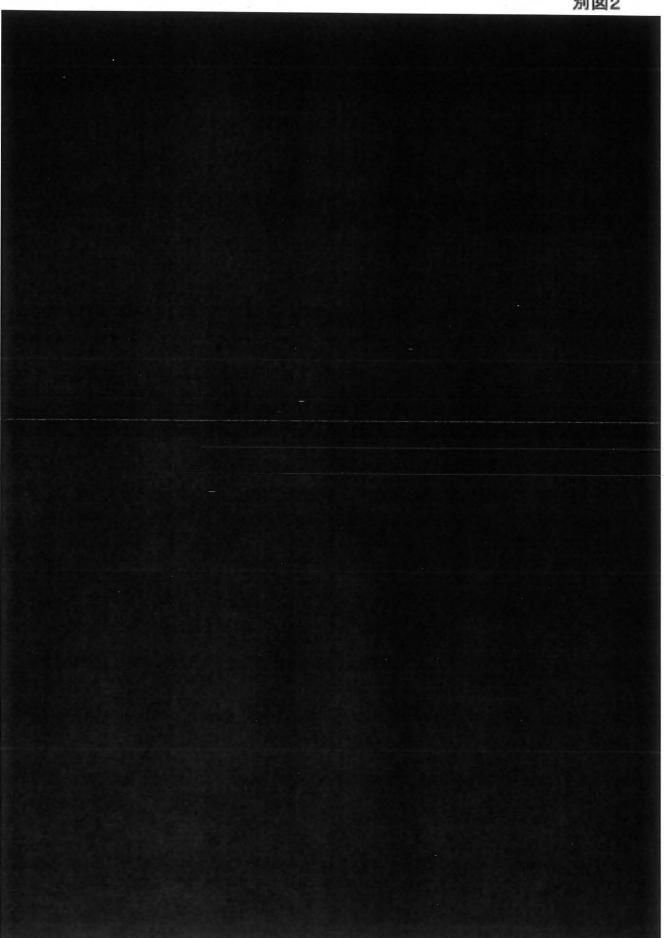


表 世 艫 高 华

別記様式

局長	次長	総務課長	警 備 監理官	処遇部門 首 席	処遇企画 統 括	処 遇統 括
×						
					4	

被収容者の避難誘導訓練実施報告書

令和 年 月 日

名古屋出入国在留管理局長 殿

名古屋出入国在留管理局処遇部門 首席入国警備官

印

被収容者の避難誘導訓練を実施したので,次のとおり報告します。

実施日時	令和 年 月 日	時 分から
夫 胞 口 时	744 年 月 日	時 分 まで
	処遇部門首席入国警備官以下	名
実施人員	(内訳) 仮装被収容者	
	警備第1班	
	警備第2班	
	警備第3班	
	調査班	
	情報班	

-	
8	
実施 状况	
15	
7	
2	
w.	
3:	
その他	
C O IE	
	2